

(2) 騒音・振動・悪臭の防止

ア 騒音に係る環境基準

(ア) 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間の区分		類型指定地域（概要）
	昼間	夜間	
	(午前6時～午後10時)	(午後10時～午前6時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。(平成11年千葉県告示第227号)

(イ) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

- (注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- (注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

イ 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	幹線交通を担う道路に近接する区域については 昼間 75 デシベル 夜間 70 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

(注) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた地域をいう。

(平成12年千葉県告示第263号)

- a区域 専ら住居の用に供される区域（区域の概要：住居専用地域等）
- b区域 主として住居の用に供される地域（区域の概要：住居地域・準住居地域等）
- c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（区域の概要：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等）

ウ 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

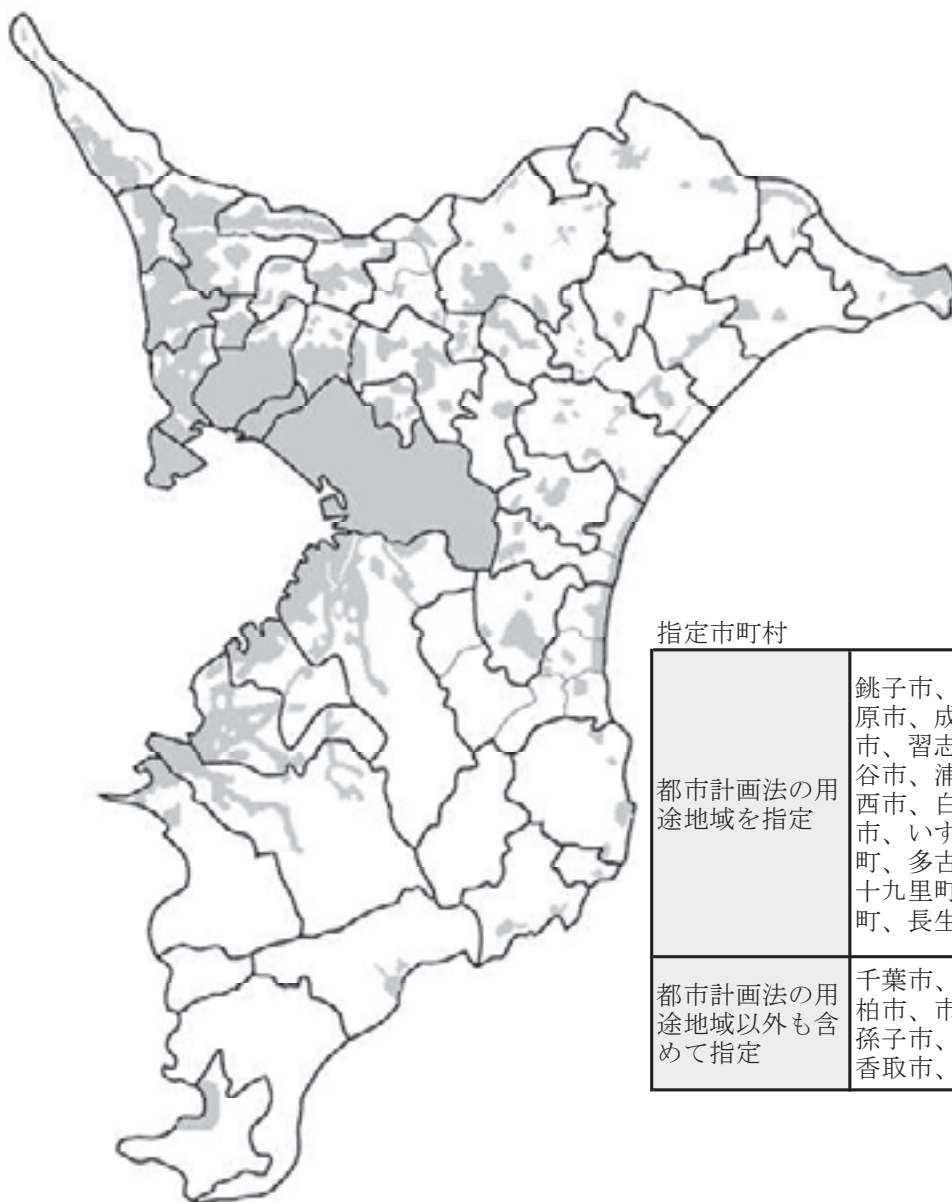
備考

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されて、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

エ 騒音規制法に基づく規制

(ア) 騒音規制法に基づく指定地域図



指定市町村

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、印旛村、本埜村、栄町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

(イ) 騒音規制法に基づく規制基準

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から午前8時まで及び 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌朝の 午前6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 1. 区域の区分は各市町村ごとにおおむね次のように定められています。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

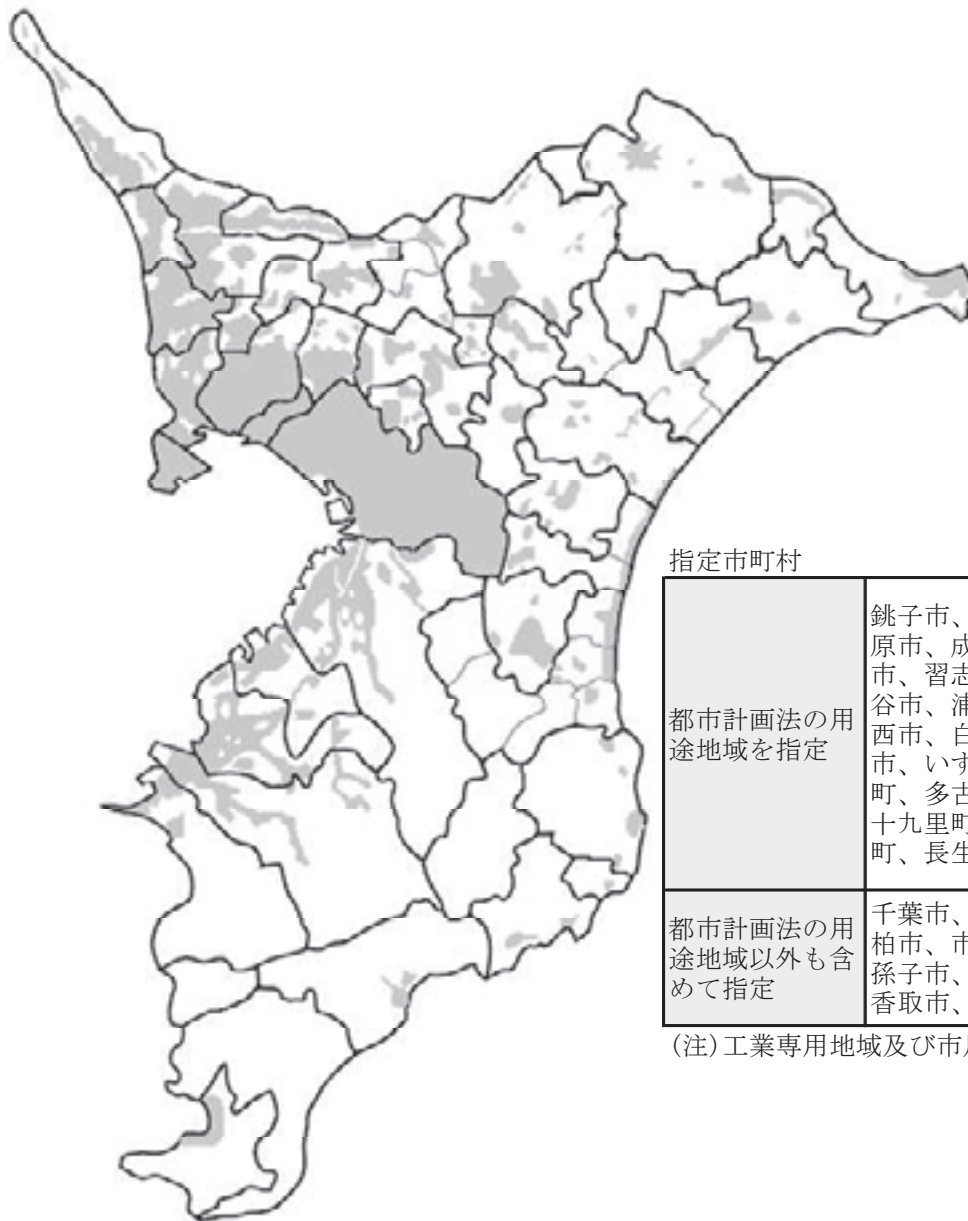
第4種区域：工業地域、工業専用地域

2. 第2種、第3種及び第4種のうち、学校、保健所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値です。

3. 千葉市・船橋市・柏市は独自に基準を定めています。

オ 振動規制法に基づく規制

(ア) 振動規制法に基づく指定地域図



指定市町村

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、印旛村、本埜村、栄町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

(注) 工業専用地域及び市川市の風致地区の一部を除く。

(イ) 振動規制法に基づく規制基準

区域区分	時間区分	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から午前8時まで)
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1. 区域の区分は各市町村ごとにおおむね次のように定められています。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 2. 第2種、第3種及び第4種のうち、学校、保健所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値です。
 3. 千葉市・船橋市・柏市は独自に基準を定めています。

(イ) 自動車騒音要請限度調査

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	近接空間※	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	境界からの距離	道路敷地地上高さ	昼間	夜間	
県道1号(市川松戸線)	市川市国府台2丁目	a	H20.1.28~ H20.1.31	2	1	5	3.4	1.2	68	69	○
県道6号(市川浦安線)	市川市末広1丁目	b	H20.2.18~ H20.2.20	4	1	4.9	2.3	1.2	72	68	○
国道14号	船橋市宮本2-15-5	c	H19.7.11~ H19.7.13	2	1	2.1	0	1.2	68	67	○
国道16号	船橋市小室町地先	a	H19.7.15~ H19.7.17	4	1	9.5	0	1.2	67	65	○
国道296号	船橋市滝台1-1-20	b	H20.1.8~ H20.1.10	2	1	2.4	0	1.2	69	68	○
国道296号	船橋市東船橋市5-7	b	H19.11.6~ H19.11.8	4	1	10	0	1.2	70	69	○
国道357号	船橋市日の出1-16	c	H19.8.7~ H19.8.9	4 6	1	4.9	0	1.2	64	64	○
県道8号(船橋我孫子線)	船橋市金杉町833-1	b	H20.2.19~ H20.2.21	2	1	1.5	0	1.2	71	70	○
県道59号(市川印西線)	船橋市藤原1-4	b	H19.10.3~ H19.10.5	2	1	1.6	0	1.2	70	70	○
県道180号(松戸原木線)	船橋市古作2-1	b	H19.6.12~ H19.6.14	2	1	3.5	0	1.2	71	71	×
国道16号	木更津市請西1-5-14	b	H20.2.26~ H20.2.28	4	1	3.3	0	1.8	70	68	○
国道127号	木更津市桜井331	b	H20.3.4~ H20.3.6	5	1	2.6	1	1.8	77	72	×
国道410号	木更津市茅野239-7	b	H20.1.30, H20.1.31 H20.2.5	2	1	0.9	0.5	1.2	72	65	○
市道133号	木更津市畑沢1053-12	a	H20.1.22~ H20.1.24	2	0	1.6	1.6	3.5	69	63	○
国道6号	松戸市上本郷2234-5	c	H19.11.13~ H19.11.15	4	1	2.5	0	1.5	77	76	×
国道6号	松戸市二ツ木126	b	H19.11.19~ H19.11.21	4	1	2.8	0.3	1.5	75	75	×
国道6号	松戸市松戸558-2	b	H20.1.15~ H20.1.17	4	1	3.9	0.3	1.5	73	74	×
県道1号(市川松戸線)	松戸市上矢切299-1	b	H19.11.19~ H19.11.21	2	1	5.1	1	1.5	70	71	×
国道51号	成田市花崎町760	b	H19.11.6~ H19.11.8	4	1	6.7	0	1.2	71	70	○
国道408号	成田市土屋303	b	H19.11.6~ H19.11.8	4	1	4.3	0	1.2	70	67	○
県道62号(成田松尾線)	成田市三里塚153-1	b	H19.11.6~ H19.11.8	2	1	3.1	0	1.2	70	67	○
市道郷部線	成田市中台5-2	a	H19.11.6~ H19.11.8	4	1	4.6	0	1.2	71	67	○
一般国道296号	佐倉市白銀2丁目	b	H20.2.4~ H20.2.9	2	1	5.8	0	1.2	73	69	○
一般国道296号	佐倉市井野町60番地	c	H20.2.4~ H20.2.9	2	1	2.3	0	1.2	69	68	○
市道I-7号	佐倉市新臼井田25番地15	b	H20.2.4~ H20.2.9	2	0	0.9	-2.4	1.2	74	69	○
京葉道路	習志野市袖ヶ浦6-1	b	H20.2.19~ H20.2.21	4	1	2	0	1.2	58	57	○
国道14号	習志野市谷津2-20	b	H20.1.29~ H20.1.31	2	1	1	0	1.2	70	69	○
国道296号	習志野市谷津5-36	b	H19.12.11~ H19.12.13	4	1	7.5	0	1.2	68	67	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市香澄5-16	a	H19.11.27~ H19.11.29	4	0	108	88	1.2	60	52	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市秋津4-20	a	H19.12.4~ H19.12.6	6 4	0	100	90	1.2	55	52	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市秋津5-20	a	H19.12.4~ H19.12.6	6 4	0	100	90	1.2	56	53	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市谷津3-25	a	H20.1.29~ H20.1.31	6 4	0	440	430	1.2	53	50	○
船橋都計3.1.3 東関東自動車道路 国道357号	習志野市谷津3-30	b	H20.1.29~ H20.1.31	2 6 4	0	54	40	1.2	56	54	○
県道15号(千葉船橋海浜線)	習志野市芝園2-1	c	H20.2.5~ H20.2.7	4	1	14.5	0	1.2	65	61	○

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	近接空間※	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	境界からの距離	道路敷地地上高さ	昼間	夜間	
県道 69 号 (長沼船橋線)	習志野市大久保 4-5-20	b	H20. 2. 5~ H20. 2. 7	2	1	1	0	1.2	69	67	○
都計 3.3.3	習志野市秋津 3-5	b	H19. 11. 27~ H19. 11. 29	4	1	3.5	0	1.2	66	61	○
都計 3.3.2	習志野市秋津 4-20	b	H19. 12. 4~ H19. 12. 6	4	1	3.5	0	1.2	66	61	○
都計 3.4.12	習志野市東習志野 6-18	c	H20. 1. 22~ H20. 1. 24	2	1	4	0	1.2	70	64	○
常磐自動車道	柏市伊勢原 1-10-8	b	H19. 4. 1~ H20. 3. 31	6	1	24	24	1.2	62	54	○
常磐自動車道	柏市西原 2-11-25	b	H19. 4. 1~ H20. 3. 31	6	1	24	24	1.2	62	56	○
国道 6 号	柏市柏 344-1	b	H19. 12. 8~ H19. 12. 16	4	1	7.7	5.7	1.2	70	69	○
国道 16 号	柏市柏 1367	b	H19. 12. 8~ H19. 12. 16	4	1	3.9	1.4	1.2	76	74	×
国道 16 号	市原市八幡海岸通 17-2	c	H19. 10. 30~ H19. 11. 2	4	1	12.4	2.5	1.5	69	68	○
国道 297 号	市原市藤井 1-168	b	H19. 10. 16~ H19. 10. 19	2	1	1.5	1.0	1.5	71	68	○
国道 297 号	市原市五所 96-1	c	H19. 10. 23~ H19. 10. 26	4	1	6.4	0.4	1.5	69	67	○
県道 24 号 (千葉鴨川線)	市原市迎田 129	c	H19. 10. 2~ H19. 10. 5	4	1	4.0	1.5	1.5	69	65	○
国道 6 号	流山市向小金 1-300-8	b	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	4	1	2	0	1.2	77	76	×
県道 5 号 (松戸野田線)	流山市三輪野山 407	b	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	4	1	3	0	1.2	71	66	○
県道 5 号 (松戸野田線)	流山市流山 2-312	c	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	3	0	2.0	72	71	○
県道 5 号 (松戸野田線)	流山市東深井 24-6	—	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	1.3	0	2.0	74	71	—
県道 280 号 (白井流山線)	流山市大字流山 965-4	b	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	6.5	3	2.2	65	63	○
市道 102 号	流山市西初石 4-1411-2	a	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	3.5	0	2.0	68	63	○
市道 251 号	流山市前ヶ崎 484-41	—	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	1.3	0	2.0	70	65	—
市道 274 号	流山市青田 6	—	H20. 2. 12~ H20. 2. 15	2	1	3.5	0	2.0	67	62	—
一般国道 6 号	我孫子市並木 6 丁目 13-8	b	H19. 9. 12~ H19. 9. 18	4	1	6.2	6.2	1.5	69	68	○
一般国道 356 号	我孫子市高野山 346-5	b	H19. 6. 19~ H19. 6. 25	2	1	2.6	0.2	1.6	68	64	○
県道 8 号 (船橋我孫子線)	我孫子市泉 17-33	b	H19. 9. 4~ H19. 9. 10	4	1	5.2	1.1	1.5	71	68	○
市道 00-022 号 (ふれあい道路)	我孫子市若松 139-3	b	H19. 7. 3~ H19. 7. 9	2	1	4.9	1.6	1.5	68	64	○
県道 160 号 (加茂木更津線)	君津市末吉 437 地先	b	H19. 5. 23~ H19. 5. 29	2	1	3	0	1.5	73	64	○
県道 164 号 (荻作君津線)	君津市内箕輪 1-1 地先	a	H19. 5. 23~ H19. 5. 29	2	1	4	0	1.5	69	64	○
県道 164 号 (荻作君津線)	君津市三直 587 地先	b	H19. 5. 23~ H19. 5. 29	2	1	2	0	1.5	72	66	○
一般国道 16 号	富津市大堀 79	c	H20. 03. 21~ H20. 03. 28	2	1	1	1	1.0	63	59	○
国道 357 号 首都高速湾岸線	浦安市東野 1-8	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4 6	1	4.9	0	1.2	74	72	×
国道 357 号 首都高速湾岸線	浦安市弁天 4-21	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4 6	1	7.8	0	1.2	72	70	○
県道 6 号 (市川浦安線)	浦安市北栄 2-15	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4	1	3	0	1.2	70	67	○
県道 242 号 (浦安停車場線)	浦安市北栄 3-27	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4	1	5.3	0	1.2	70	68	○
県道 276 号 (西浦安停車場線)	浦安市美浜 1-8	c	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	6	1	9.5	0	1.2	63	60	○
市道 2 号	浦安市富士見 1-10	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4	1	6.2	0	1.2	65	61	○
市道 5 号	浦安市今川 4-12	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	4	1	4	0	1.2	67	64	○
市道 6 号	浦安市舞浜 2-46	b	H19. 12. 7~ H19. 12. 9	6	1	4	0	1.2	64	62	○

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	近接空間※	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		要請限度判定	
						車道端からの距離	境界からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間		夜間
市道6号	浦安市舞浜3-19	b	H19.12.7~ H19.12.9	6	1	3.6	0	1.2	62	58	○	
市道9号	浦安市日の出4-1	c	H19.12.7~ H19.12.9	4	1	11.6	0	1.2	58	52	○	
国道16号	袖ヶ浦市神納1146-1	b	H19.9.27~ H19.10.9	4	1	3	0.9	1.2	76	72	×	
国道409号	袖ヶ浦市横田2661	c	H19.10.25~ H19.11.5	2	0	1	0.5	1.2	71	65	○	
県道87号 (袖ヶ浦中島木更津線)	袖ヶ浦市坂戸市場1334	b	H19.11.6~ H19.11.20	2	0	1	0.2	1.2	68	62	○	
県道24号(千葉鴨川線)	袖ヶ浦市野里1503	—	H19.10.11~ H19.10.22	2	0	1.5	0.6	1.2	72	67	—	

(備考) ※近接空間コード 1:測定地点が道路の近接空間に位置する 0:測定地点が道路の近接空間に位置しない

(ウ) その他の自動車騒音調査

路線名	測定地点の住所	環境基準 類型	車線 数合	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)	
					車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間
国道357号	市川市塩浜3丁目	C	5	H20.2.18	5.6	0.5	1.2	71	68
市道0104号	市川市新浜2丁目	-	3	H20.2.21~22	3.7	0.5	1.2	68	65
市道0106号	市川市福栄4丁目	-	2	H20.2.27~28	9.4	5.2	1.2	64	60
市道0126号	市川市東菅野5丁目	B	2	H20.2.20~21	4.6	0.5	1.2	67	64
国道133号	木更津市畑沢1053-12	A	2	H20.1.24	3.2	1.6	3.5	67	63
市道I-7号	佐倉市新臼井田25番地15	B	2	H20.2.4~5	0.9	-2.4	1.2	73	68
船橋都計3.1.3 東関東自動車道路 国道357号	習志野市谷津3-30	B	2	H20.1.30	54	40	1.2	57	55
東関東自動車道路 国道357号	習志野市谷津3-25	A	6	H20.1.30	440	430	1.2	55	51
東関東自動車道路 国道357号	習志野市秋津5-20	A	6	H19.12.5	100	90	1.2	56	53
東関東自動車道路 国道357号	習志野市秋津4-20	A	6	H19.12.5	100	90	1.2	55	52
東関東自動車道路 国道357号	習志野市香澄5-16	A	6	H19.11.28	108	88	1.2	60	51
都計3.4.12	習志野市東習志野6-18	C	2	H20.1.23	4	0	1.2	71	64
都計3.3.3	習志野市秋津3-5	B	4	H19.11.28	3.5	0	1.2	66	61
都計3.3.2	習志野市秋津4-20	B	4	H19.12.5	3.5	0	1.2	66	62
市道102号	流山市西初石4-1411-2	A	2	H20.2.12~13	3.5	0	2	68	63
県道4号(千葉・竜ヶ崎線)	八千代市米本2429-10	-	2	H19.12.20~21	2.2	0	1.2	72	69
県道263号(八千代・宗像線)	八千代市保品1915-22	-	2	H19.12.20~21	2.2	0	1.2	64	60
市道00-022号	我孫子市若松139-3	B	2	H19.7.3~9	4.9	1.6	1.5	68	64
国道127号	富津市佐貫156付近	-	2	H20.2.28	1	1	1	72	-
県道24号(千葉鴨川線)	袖ヶ浦市野里1503	-	2	H19.10.17~18	1.5	0.6	1.2	72	67

(備考) 測定実施主体は測定地点の住所が所在する市

ク 航空機騒音に係る環境基準と地域類型の指定状況

(ア) 環境基準 (48年12月27日 環告154
改正5年10月28日環告91)

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(イ) 地域類型指定 (53年8月29日千葉県告示第695号
改正3年11月29日千葉県告示第1017号
改正8年4月1日千葉県告示第441号
改正13年5月11日千葉県告示第592号)

飛行場名	環境基準をあてはめる市町村	地域類型のあてはめ
成田国際空港	成田市、富里市、栄町、下総町、大栄町、多古町、光町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町	I 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域 (工業団地を除く)
東京国際空港(羽田)及び木更津飛行場	木更津市、君津市	
下総飛行場	船橋市、鎌ヶ谷市、沼南町、及び白井市の一部	II 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地。

ケ 成田国際空港周辺航空機騒音

(ア) 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果 (空港北側)

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)			測定機数 年平均機数/日	WECPNL 18年度 年平均	騒音 区域	管理者
					19年度 年平均	19年度 適合状況	日最大	年平均	最大					
1	14	成田市	猿山	I 類型	59.3	○	65.6	66.7	85.8	49	59.1	無指定	成田市	
2	16	栄町	矢口	I 類型	64.3	○	70.1	66.9	81.7	132	64.9	無指定	千葉県	
3	17	成田市	竜台	I 類型	67.4	○	72.9	69.7	85.0	148	67.9	無指定	成田市	
4	18	成田市	滑川	I 類型	66.6	○	70.5	68.9	86.8	152	66.8	第1種	千葉県	
5	19	成田市	新川	I 類型	69.1	○	73.0	69.8	82.4	226	69.8	無指定	千葉県	
6	20	成田市	北羽鳥	I 類型	72.0	×	76.4	73.7	87.7	172	72.5	無指定	成田市	
7	21	成田市	下総	I 類型	69.8	○	74.1	71.2	87.9	201	69.9	第1種	NAA	
8	22	成田市	北羽鳥北部	I 類型	69.4	○	74.0	71.4	84.1	160	70.0	無指定	成田市	
9	23	成田市	四谷	I 類型	68.8	○	72.7	69.6	86.6	223	69.0	第1種	千葉県	
10	24	成田市	高倉	I 類型	72.9	×	77.8	74.0	93.5	211	72.9	第1種	千葉県	
11	25	成田市	水掛	I 類型	68.7	○	73.4	69.7	85.5	213	69.1	無指定	成田市	
12	26	成田市	磯部	I 類型	72.1	×	76.4	73.2	88.9	207	71.8	第1種	成田市	
13	27	成田市	内宿	I 類型	65.7	○	69.7	68.1	83.4	149	65.7	第1種	NAA	
14	28	成田市	幡谷	I 類型	68.9	○	73.5	70.2	86.6	198	69.5	無指定	成田市	
15	29	成田市	長沼	I 類型	71.2	×	76.0	72.9	87.2	173	71.5	無指定	成田市	
16	30	成田市	久住	I 類型	69.1	○	73.4	69.7	87.1	233	69.6	無指定	NAA	
17	31	成田市	荒海	I 類型	76.7	×	79.8	78.1	92.2	193	77.2	第1種	NAA	
18	32	成田市	土室 (NAA)	I 類型	68.3	○	72.2	70.6	84.5	155	68.1	無指定	NAA	
19	33	成田市	飯岡	I 類型	73.4	×	77.3	74.4	90.8	213	74.0	第1種	NAA	
20	34	成田市	土室 (千葉県)	I 類型	75.7	×	80.3	76.8	98.4	215	75.6	第1種	千葉県	
21	35	成田市	大生	I 類型	73.9	×	77.8	74.9	91.3	211	74.3	第1種	成田市	
22	36	成田市	芦田 (NAA)	I 類型	71.2	×	76.3	72.8	87.5	181	72.1	無指定	NAA	
23	37	成田市	成毛	I 類型	70.0	○	75.3	72.0	87.7	162	70.6	無指定	成田市	
24	38	成田市	芦田 (成田市)	I 類型	78.1	×	82.1	79.5	97.7	192	78.6	第1種	成田市	
25	39	成田市	大室 (成田市)	I 類型	70.5	×	75.9	72.9	88.1	150	70.6	無指定	成田市	
26	40	成田市	大室 (NAA)	I 類型	73.4	×	78.6	74.0	89.5	224	74.2	第1種	NAA	
27	41	成田市	16L	I 類型	87.4	×	92.3	87.9	111.0	221	87.4	第3種	NAA	
28	42	成田市	中郷	I 類型	72.1	×	77.4	73.8	88.7	168	72.7	第1種	NAA	
29	43	成田市	押畑	I 類型	64.1	○	70.6	67.5	78.7	111	64.7	無指定	千葉県	
30	44	成田市	西和泉	I 類型	80.0	×	83.7	81.6	97.4	179	80.7	第2種	千葉県	
31	45	成田市	野毛平工業団地	適用除外	73.4		79.8	74.9	88.8	185	73.8	第1種	成田市	
32	46	成田市	赤荻	I 類型	73.5	×	78.2	75.1	90.5	175	74.2	第1種	成田市	
33	47	成田市	下金山	I 類型	66.8	○	72.9	70.7	83.3	92	67.4	無指定	成田市	
34	48	成田市	野毛平	I 類型	75.2	×	80.6	77.2	93.4	155	76.0	第1種	成田市	
35	49	成田市	新田 (NAA)	I 類型	68.9	○	75.4	69.3	89.9	222	68.2	第1種	NAA	
36	50	成田市	新田 (成田市)	I 類型	71.7	×	76.7	71.7	91.1	232	71.2	第1種	成田市	
37	51	成田市	堀之内	I 類型	72.3	×	76.9	72.3	87.8	260	73.1	第1種	成田市	
38	52	成田市	馬場	I 類型	70.2	×	75.8	73.8	85.5	102	70.7	無指定	成田市	
39	53	成田市	16R	適用除外	91.9		95.9	92.9	106.9	201	92.5	無指定	NAA	

(イ) 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果 (空港南側)

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)			測定機数 年平均機数/日	WECPNL 18年度 年平均	騒音 区域	管理者
					19年度 年平均	19年度 適合状況	日最大	年平均	最大					
40	54	多古町	一畝田	I 類型	69.3	○	75.6	71.3	87.0	150	68.7	第1種	NAA	
41	55	成田市	34R	適用除外	79.5		84.5	81.9	99.2	135	79.5	無指定	NAA	
42	56	成田市	遠山	I 類型	73.6	×	79.3	74.4	91.1	197	74.3	第1種	成田市	
43	57	芝山町	梅ノ木	I 類型	66.8	○	72.1	68.0	85.4	178	66.5	第1種	千葉県	
44	58	成田市	本三里塚	I 類型	77.3	×	83.6	77.3	96.9	245	77.9	第1種	成田市	
45	59	富里市	大和	I 類型	62.3	○	71.6	66.4	84.9	75	63.1	無指定	千葉県	
46	60	芝山町	菱田東	I 類型	68.0	○	72.7	69.6	85.2	177	67.8	第1種	NAA	
47	61	多古町	間倉	I 類型	62.5	○	68.3	65.8	80.6	125	62.0	無指定	多古町	
48	62	芝山町	菱田	I 類型	71.0	×	75.9	71.0	89.5	244	71.0	第1種	芝山町	
49	63	成田市	御料牧場記念館	I 類型	71.2	×	76.1	71.7	89.8	204	71.6	無指定	成田市	
50	64	成田市	三里塚	I 類型	87.0	×	90.3	85.6	98.5	332	87.4	第2種	NAA	
51	65	芝山町	大里	I 類型	70.7	×	76.2	70.2	87.9	274	70.6	無指定	芝山町	

連番	局No	所在地	測定局名	環境基準の類型	WECPNL			騒音レベルdB(A)			測定機数 年平均機数/日	WECPNL 18年度 年平均	騒音 区域	管理者
					19年度 年平均	19年度 適合状況	日最大	年平均	最大					
52	66	芝山町	加茂	I 類型	69.2	○	76.1	71.9	89.4	142	69.3	第1種	千葉県	
53	67	成田市	本城	I 類型	71.3	×	74.9	71.8	87.0	201	72.1	無指定	成田市	
54	68	芝山町	34L	適用除外	92.8		96.0	93.8	110.3	194	93.1	無指定	NAA	
55	69	多古町	喜多	I 類型	63.3	○	68.5	66.2	85.9	141	63.0	無指定	NAA	
56	70	芝山町	芝山東	I 類型	68.9	○	74.0	70.0	83.7	196	68.7	無指定	NAA	
57	71	芝山町	谷	I 類型	76.9	×	81.7	77.8	94.1	205	77.2	第1種	芝山町	
58	72	成田市	南三里塚	I 類型	74.7	×	79.5	74.8	90.3	224	74.8	第1種	成田市	
59	73	芝山町	大台	適用除外	83.2		87.4	84.6	100.0	179	83.8	第3種	千葉県	
60	74	芝山町	上吹入	I 類型	69.9	○	75.6	70.2	87.2	245	69.8	無指定	芝山町	
61	75	多古町	千田	I 類型	68.9	○	73.1	70.6	90.1	177	69.3	第1種	NAA	
62	76	多古町	船越	I 類型	63.9	○	68.8	66.2	81.7	156	63.7	無指定	千葉県	
63	77	芝山町	高田西	I 類型	62.4	○	67.7	68.2	84.9	65	62.9	無指定	芝山町	
64	78	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	74.5	×	79.1	75.4	93.2	206	75.0	第1種	千葉県	
65	79	多古町	牛尾	I 類型	67.3	○	70.3	69.2	84.6	163	67.6	無指定	NAA	
66	80	芝山町	小池	I 類型	78.4	×	81.8	79.8	94.4	179	78.8	第1種	千葉県	
67	81	芝山町	芝山	I 類型	68.4	○	73.3	70.2	91.4	158	68.7	第1種	NAA	
68	82	芝山町	芝山町役場	I 類型	71.3	×	75.9	72.8	87.6	170	71.6	第1種	芝山町	
69	83	芝山町	芝山集会場	I 類型	77.1	×	81.5	78.6	92.7	178	77.5	第1種	芝山町	
70	84	横芝光町	牛熊	I 類型	69.3	○	74.8	69.5	86.4	247	69.6	無指定	千葉県	
71	85	横芝光町	中台 (千葉県)	I 類型	76.0	×	79.3	77.5	92.8	175	76.6	第1種	千葉県	
72	86	横芝光町	中台 (NAA)	I 類型	71.9	×	76.7	73.2	87.2	173	72.2	第1種	NAA	
73	87	横芝光町	中台 (横芝光町)	I 類型	77.1	×	80.3	78.7	92.5	169	77.3	第1種	横芝光町	
74	88	横芝光町	宝米	I 類型	65.0	○	68.2	67.3	84.6	152	64.9	無指定	千葉県	
75	89	横芝光町	大総	I 類型	68.1	○	73.0	68.4	83.2	230	68.1	無指定	NAA	
76	90	山武市	山室	I 類型	67.6	○	72.3	69.0	82.3	175	67.9	無指定	NAA	
77	91	横芝光町	長倉	I 類型	71.3	×	75.9	71.4	84.6	245	71.2	無指定	千葉県	
78	92	芝山町	牧野西	I 類型	63.8	○	68.6	68.4	83.2	79	64.6	無指定	芝山町	
79	93	山武市	八田	I 類型	74.2	×	77.6	74.6	88.0	217	74.4	第1種	千葉県	
80	94	山武市	古和	I 類型	64.1	○	69.2	65.8	81.5	158	64.3	無指定	千葉県	
81	95	横芝光町	横芝	I 類型	66.8	○	69.8	68.0	84.2	179	66.8	無指定	NAA	
82	96	山武市	蕪木	I 類型	66.8	○	71.5	68.2	82.2	174	67.0	無指定	千葉県	
83	97	芝山町	高谷	I 類型	68.1	○	72.6	68.2	87.8	250	67.9	無指定	芝山町	
84	98	山武市	松尾	I 類型	70.1	×	74.3	71.6	82.5	169	70.3	無指定	NAA	
85	99	山武市	松尾出張所	I 類型	69.7	○	73.9	71.3	84.1	166	69.8	無指定	山武市	
86	100	横芝光町	上堺	I 類型	66.6	○	69.5	67.4	81.9	195	66.7	無指定	NAA	
87	101	山武市	蓮沼	I 類型	69.7	○	73.3	70.7	87.0	195	70.2	無指定	NAA	
88	102	山武市	木戸	I 類型	65.6	○	69.1	67.1	81.6	171	65.7	無指定	千葉県	
89	103	山武市	上横地	I 類型	61.5	○	66.3	63.4	78.8	160	—	無指定	山武市	

環境基準適合局数	45
非適合局数	39
適用除外局数	5
計	89
環境基準適合率 (%)	53.6%

(注) 1 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である千葉県告示第695号(53年8月29日)(平成13年5月11日改正:千葉県告示第592号)に定めた地域の類型I、IIをいう。

環境基準I 類型 70WECPNL以下
環境基準II 類型 75WECPNL以下

2 騒音区域は「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく第1種~第3種区域をいい、区域区分は平成15年3月とした。

第1種区域 75WECPNL以上
第2種区域 90WECPNL以上
第3種区域 95WECPNL以上

3 上横地局は平成19年4月より運用。

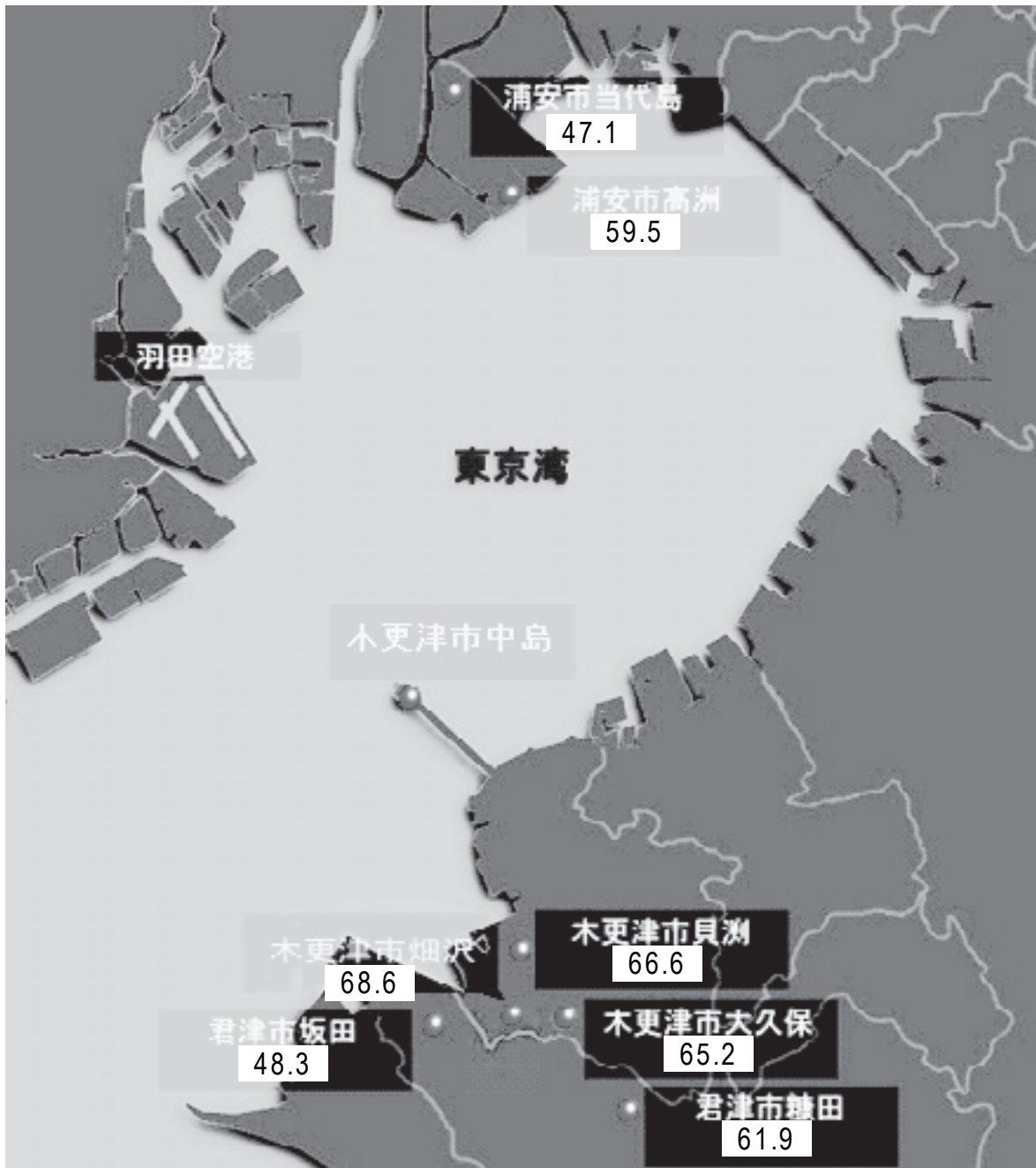
コ 羽田空港周辺航空機騒音

(ア) 羽田空港周辺固定測定局における騒音測定結果

No.	測定局	環境基準 類型	19 年度						18 年度		
			騒音発生回数		WECPNL				WECPNL		
			回数/日	日平均	日最大	70W 超日数	月間	年間	日最大	70W 超日数	年間
1	木更津市貝渚	I	0~418	202	70.6	5	60.6~68.7	66.6	70.5	4	66.9
2	木更津市大久保	I	0~434	247	70.6	1	59.0~67.3	65.2	69.1	0	65.1
3	君津市坂田	I	0~22	4	58.7	0	43.8~50.2	48.3	57.7	0	49.7
4	君津市糠田	I	0~287	113	68.9	0	56.1~64.6	61.9	68.9	0	62.4
5	浦安市高洲	—	9~226	85	64.4	0	57.5~60.7	59.5	67.5	0	59.3
6	浦安市当代島	—	0~54	3	63.2	0	34.6~52.7	47.1	66.2	0	50.2
7	木更津市畑沢*	I	0~437	245	72.4	126	62.4~70.6	68.6	71.9	47	67.3

*木更津市設置測定局

(イ) 羽田空港周辺航空機騒音測定結果 (19年度 WECPNL)



サ 下総飛行場周辺航空機騒音

(ア) 下総飛行場周辺固定局における騒音測定結果

測定局	19 年 度			18 年 度		
	月間値	調査期間平均	年間値	月間値	調査期間平均	年間値
鎌ヶ谷市初富局	63.7～69.3	66.7	67.1	63.8～69.8	67.5	67.3
柏市高柳局	75.7～82.8	78.3	79.1	76.1～80.3	77.9	78.5

(注) 鎌ヶ谷市初富局：滑走路南端から約2km 柏市高柳局：滑走路北端から約1km

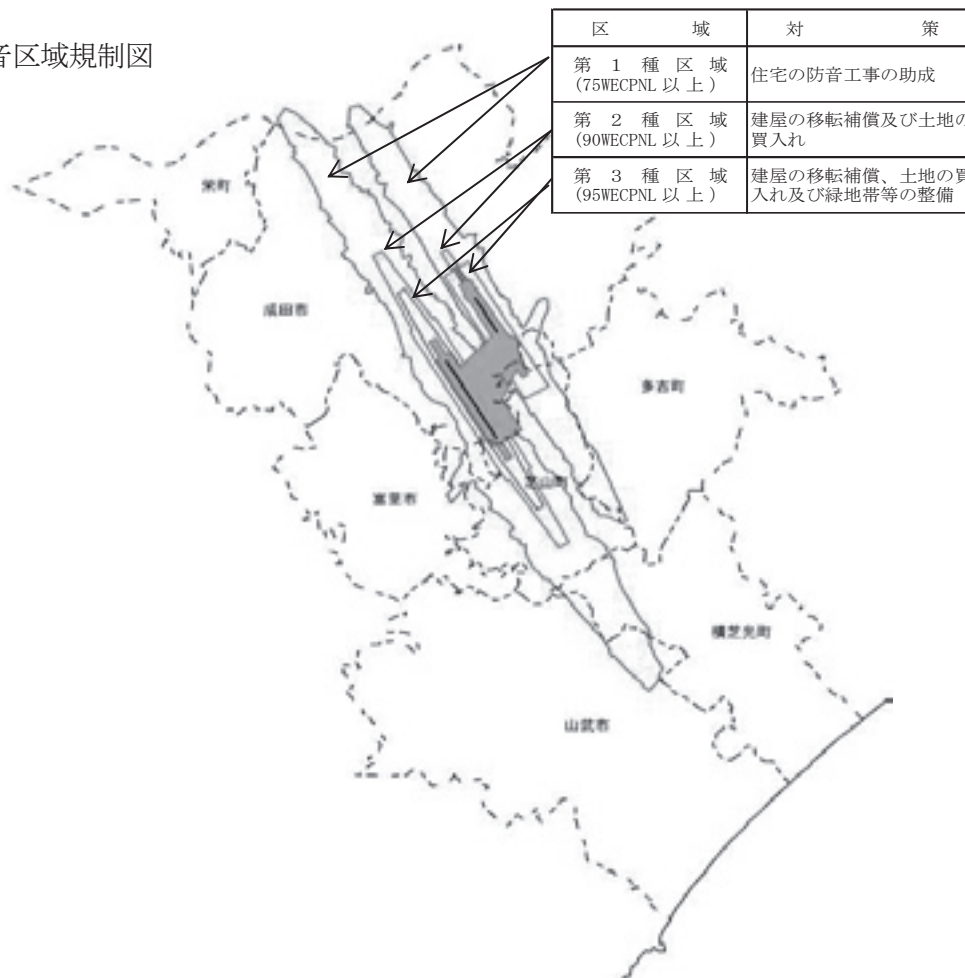
(イ) 下総飛行場周辺航空機騒音実態調査結果

調査期間：19年10月20日～11月2日

No.	調査地点(施設)名	日平均騒音発生回数	1機ごとの騒音ピークレベルの最大値(dB)	調査期間中のパワー平均(dB)	WECPNL	
					調査期間平均	年間推定値
1	鎌ヶ谷市民体育館	16	103.2	92.5	77.7	78.1
2	鎌ヶ谷小学校(※)	6	88.9	72.9	54.7	58.0
3	富士地区消防小屋	14	81.5	71.1	55.7	56.1
4	わたなべ幼稚園	16	91.1	81.3	66.6	67.0
5	咲が丘小学校	16	86.4	74.6	59.7	60.1
6	沼南公民館	18	85.2	75.1	61.1	61.9
7	沼南老人福祉センター	19	85.0	77.2	63.4	64.2
8	塚崎運動場	20	84.7	69.3	55.9	56.7
9	宮後青年館	23	90.4	76.5	63.4	64.2
10	松戸市クリーンセンター	16	79.0	70.3	55.6	56.4

※鎌ヶ谷小学校の調査期間は20年1月26日～2月8日

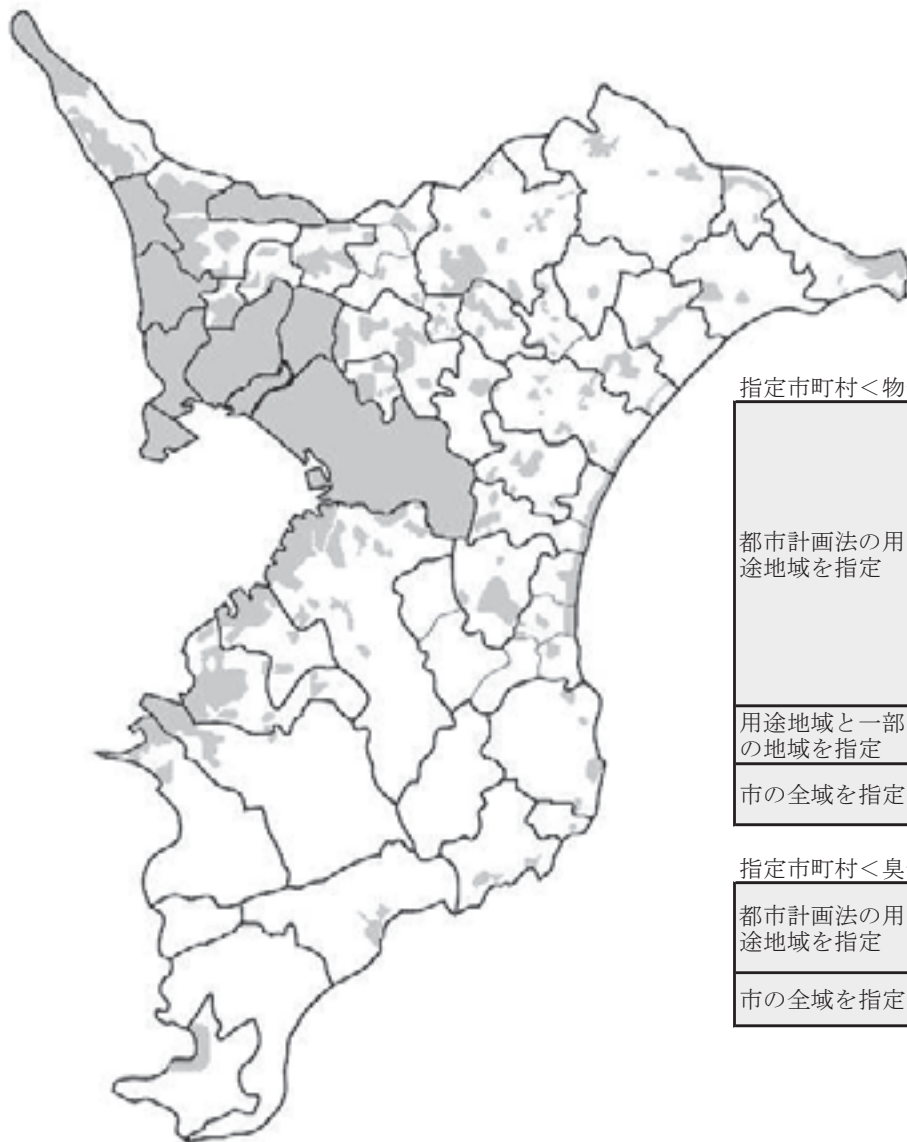
シ 成田空港騒音区域規制図



成田国際空港株式会社は、平成18年7月10日、国土交通省に平行滑走路北伸整備による2,500m化に関する飛行場変更許可申請を行い、国土交通大臣より9月11日付けで許可が下りたことを受け、同月15日に着工した。(平成22年3月末供用開始予定)

また、横風滑走路については、円卓会議の結論により平行滑走路完成後、環境への影響などを調査した上で改めて地域に提案することとなっている。なお、それまでの間は当面地上通路として整備する。

ス 悪臭防止法に基づく地域指定図



指定市町村<物質濃度規制>

都市計画法の用途地域を指定	館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市（工業専用地域）、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町
用途地域と一部の地域を指定	銚子市、野田市、香取市、御宿町
市の全域を指定	市川市、船橋市、流山市、我孫子市

指定市町村<臭気指数規制>

都市計画法の用途地域を指定	市原市（工業専用地域以外）
市の全域を指定	千葉市、松戸市、習志野市、八千代市

セ 特定悪臭物質の規制基準

(ア) 敷地境界

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(イ) 排出口 (流量の許容限度)

$q = 0.108 \times H e^2 \times C m$ <p>q : 流量 (温度 0℃、1 気圧の状態に換算した m³/時) He : 補正された排出口高さ (m) Cm : 上記敷地境界での規制基準 (ppm)</p> <p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、の 13 物質が対象。</p>
--

(ウ) 排水

物質名	規制基準	規制基準濃度 (mg/l)		
	排出水量 (m ³ /秒)	0.001m ³ /秒以下	0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1m ³ /秒を超える
メチルメルカプタン		0.03	0.007	*0.001
硫化水素		0.1	0.02	0.005
硫化メチル		0.3	0.07	0.01
二硫化メチル		0.6	0.1	0.03

- (注) 1. *メチルメルカプタンについては、当分の間 0.002mg/l とします。
2. 千葉市・船橋市・柏市は独自に基準を定めています。

ソ 臭気指数規制に係る区域区分及び規制基準

区域区分		臭気指数 (敷地境界)
AA区域	特に保全を図る地域	10
A区域	住居系地域	12
B区域	工場・商店・住居混在地域	13
C区域	工業系地域	14

(注) 千葉市は独自に基準を定めています。

タ 三点比較式臭袋法による指導目標値 (臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	500 程度	15 程度
工場・商店・住居 混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域 (工業団地を除く)	1,000 程度	20 程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000 程度	25 程度